議 案 第 ９ 号

浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

議長、副議長及び議員の期末手当の額を改定するため、改正を行うものである。

浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項各号列記以外の部分中「100分の232.5」を「、６月に支給する場合においては100分の232.5、12月に支給する場合においては100分の237.5」に改める。

第２条　浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項各号列記以外の部分中「、６月に支給する場合においては100分の232.5、12月に支給する場合においては100分の237.5」を「100分の235」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。